投資信託説明書
（交付目論見書）
2023年7月1日

JA-VPチャイナ・ニュー・センチュリー・ファンド

JA-VP CHINA NEW CENTURY FUND
ケイマン籍オープンエンド契約型外国投資信託（米ドル建て）

●ご購入に当たっては本書の内容を十分にお読みください。
●JA-VPチャイナ・ニュー・センチュリー・ファンド（以下「ファンド」といいます。）に関するより詳細な情報を含む投資信託説明書（請求目論見書）が必要な場合には、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされております。

●この交付目論見書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
●この交付目論見書により行うファンドの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年6月30日に関東財務局長に提出しており、2023年7月1日にその届出の効力が生じております。

重要事項

ファンドは、株式など値動きのある投資商品に投資しますので、1口当たりの純資産価格は変動します。また外国証券は、このほかに為替の変動による影響も受けます。したがって、投資元本が保証されている商品ではなく、1口当たりの純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。

ファンドの関係法人

<管理会社／投資顧問会社>　バリュー・パートナーズ・リミテッド
1991年10月9日に英領バージン諸島で設立された法人で、香港証券先物条例に基づく認可を受け、香港において投資運用業を行っています。 資本金の額：2023年4月末現在11,854,704香港ドル（約2億248万円）* 運用資産の総額：2023年4月末現在約63億米ドル（約8,451億円）（グループ全体） 2023年4月末現在、管理会社は、ファンドを含む外国投資信託及び外国投資法人計7本（純資産価額合計4.51億米ドル）の管理及び運用を行っています。 同社は、ファンドを含むトラスト全体**の管理及び資産の運用を行います。 ＊　香港ドル及び米ドルの円貨換算は、便宜上、2023年4月28日現在の株式会社みずほ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1香港ドル=17.08円、1米ドル=134.14円）によります。 ＊＊ファンドは、ケイマン諸島法に基づき設定されたバリュー・パートナーズ・インテリジェント・ファンド（Value Partners Intelligent Funds）（「トラスト」といいます。）のサブ・ファンドです。
<受託会社／登録事務管理会社／事務管理会社>　エイチエスビーシー・トラスティー（ケイマン）リミテッド
トラストの受託業務のほか、登録事務や管理事務を行います。
<保管銀行／登録事務管理代行会社> エイチエスビーシー・インスティテューショナル・トラスト・サービシーズ（アジア）リミテッド
トラスト資産の保管業務を行い、また委託により登録事務を代行します。
<代行協会員／販売会社> アイザワ証券株式会社
代行協会員として行為し、日本におけるファンドの受益証券の販売及び買戻しを行います。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的および主な投資対象

JA−VP チャイナ・ニュー・センチュリー・ファンド（「ファンド」といいます。）は、

（1）大中華圏における民間企業である

（2）資産の大半を大中華圏に置いている

（3）収入の大半を大中華圏での営業より得ている

と判断される企業へのバリュー投資を通じて、中長期における資本増加を追求します。

これらの企業は、大中華圏の内外を問わず、公認の証券取引所への上場会社か非上場会社です。

（大中華圏には、香港、台湾、マカオおよび中国のその他地域が含まれます。）

投資方針及び投資プロセス

バリュー投資とは

3つの「R」に投資します。

■適切な Right 経営者により経営される、

■適切な Right 事業へ、

■適切な Right 価格で投資します。

バリュー投資のプロセス

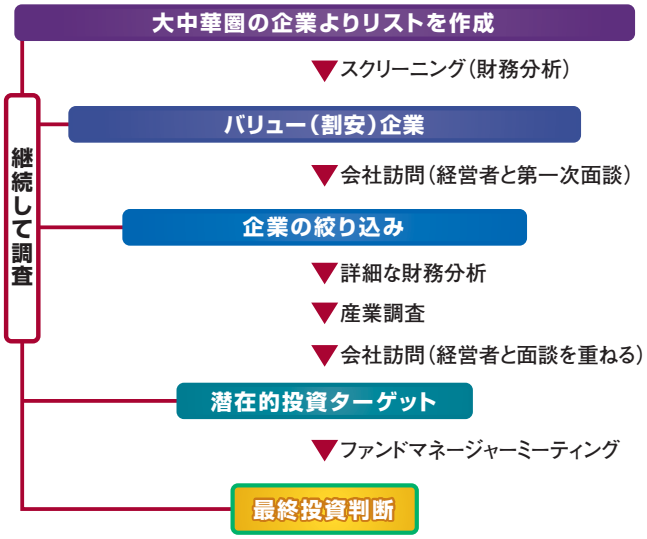

ファンドの資産運用は、バリュー投資を専門に行うバリュー・パートナーズ・リミテッド（管理会社兼投資顧問会社）が行います。バリュー・パートナーズ・リミテッドは、伝統的なバリュー（割安株）投資を行い、投資先選定には綿密な調査によるボトムアップアプローチにより、リスク低減と逆張り投資を採用しています。株式よりもビジネスへの投資と考え、現地視察、経営陣との面談、利害関係者との接触を通じて徹底的な調査が行われます。投資判断は、最高投資責任者による全面的な監督の下で行われます。年間多数の会社訪問を行い、良好な投資機会を探求しています。

バリュー・パートナーズ・リミテッドの概要

■1991年に設立され、1993年に事業を開始。バリュー投資を実践する投資顧問会社である。

■最終的な親会社は香港証券取引所（メインボード）の上場会社であるバリュー・パートナーズ・グループ・リミテッド（証券コード：806）。

■現在では、欧米や香港、オーストラリア、日本の機関・個人投資家からグループ全体で約63億米ドルの預り資産を運用。（2023年4月末現在）

バリュー・パートナーズの主な受賞歴

■2022年	*AsianInvestor*社	「AsianInvestor Asset Management Awards 2022」の「Asset Class Awards: Asia ex-Japan equity」を受賞
	*Asian Private Banker*社	「Asian Private Banker Asset Management Awards for Excellence 2022」の「Best Fund Provider - Multi-Asset Solution」を受賞
	*Institute of ESG & Benchmark*社	「ESG Achievement Awards 2021/2022」の「Outstanding ESG Performer of the Year」を受賞
■2023年	*Fund Selector Asia*誌	「Fund Selector Asia Awards Singapore 2023」を「Greater China/China Equity Category」および「Mixed Asset Category」の部門で受賞

ファンドの目的・特色

運用体制

ファンドの資産運用は、管理会社が行います。
投資チームは、最高投資責任者が主導しており、シニア・ファンド・マネージャー複数名が最高投資責任者をサポートします。最高投資責任者及び各シニア・ファンド・マネージャーは、その管理下で働くファンド・マネージャー及びアナリストのサポートを受けます。なお、最高投資責任者又は各シニア・ファンド・マネージャーの統括により構成されるチームを「クラスター」といいます。リサーチ及び投資の実施はクラスターレベルで行われます。

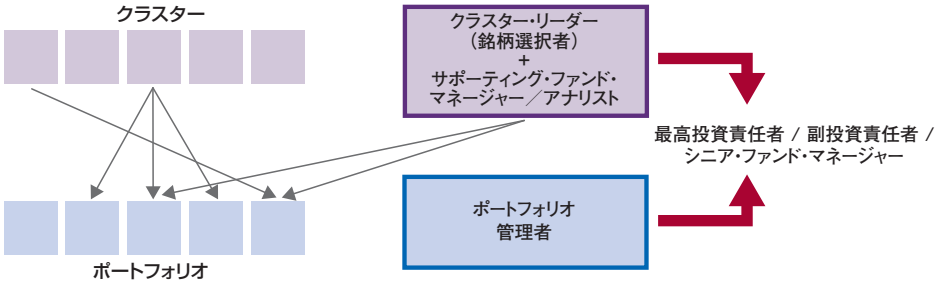

分配方針

現在、ファンド収益金の分配は予定されていません。分配可能利益は全額ファンドに留保されます。

主な投資制限

ファンドに適用される投資制限の要約は次のとおりです。詳細は請求目論見書をご参照ください。

(a)ファンド及びトラストの他のサブ・ファンドは、単一の発行体が発行する普通株式を合計10%を超えて保有することはできません。

(b)ファンドの直近の純資産価額の10%を超えて、単一の発行体が発行する有価証券に投資することはできません。

(c)ファンドは、単一の発行体が発行する株式への投資に関し、管理会社が運用する投資信託による投資総額が、当該発行体の発行済総株数の50%を超える場合は、当該発行体の株式に投資できません。

(d)ファンドは、ヘッジ目的の場合を除き、その直近の純資産価額の15%を超える価値を有するオプション及びワラントを保有することはできません。

(e)ファンドの直近の純資産価額の15%を超えて、証券取引所に上場されておらず、または証券取引所において取引が行なわれていない有価証券に投資することはできません。

(f) ファンドの直近の純資産価額の15%を超えて、ユニット・トラストやミューチュアル・ファンドに投資することはできません。

(g)ファンドの直近の純資産価額の20%を超えて、商品や先物契約に投資することはできません。

(h)一定の場合を除きファンドの直近の純資産価額の30%を超えて、同一発行の政府その他公共の有価証券に投資することはできません。

(i) ファンドは、他の者の債務について保証を行うことまたは義務を負うことはできません。

(j)市場リスク相当額がファンドの直近の純資産価額の8%を超える場合、ヘッジ目的以外のデリバティブ取引は行いません。

(k)管理会社は、いかなる種類の不動産又は不動産の持分にもファンドを代理して投資することはできません。

(l)管理会社は、(i) ファンドの有価証券を引き渡す義務がその直近の純資産価額の10%を超えない場合であって、かつ (ii)空売りされた有価証券が、空売り行為が許されている市場において活発に取引されている場合でない限り、ファンドを代理して空売りすることはできません。

投資リスク

ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。ファンドは株式など値動きのある有価証券などへの投資を行い、また為替相場の変動などの影響も受けますので、1口当たりの純資産価格は変動します。**投資信託は投資元本が保証されている金融商品ではなく、**1口当たりの純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、**投資信託は預貯金とは異なります。**

政治的・経済的・社会的リスク
大中華圏内で起こりうる政治上の変化、社会的不安定及び外交上の不利な現象により、資産の没収、没収課税又は当該地域でファンドが保有する投資の一部又はすべての国有化を含む、政府による追加規制が課されることがあります。
中国経済リスク
近年、中国経済は急速な成長をとげてきましたが、この成長が続くかどうか、また中国経済の様々な産業部門に対してこの成長が均等に当てはまるかどうかはわかりません。
中国の法制度、外国投資規制、税制等
中国の法制度は、明文化された法令に基づきますが、これらの法令の中には未だに検証されていないものも多く、これら法令の有効性はあいまいです。特に、中国における外国為替規制および外国投資家であるファンドの投資に適用される規制は比較的新しいものであり、その適用が不透明です。また近年、中国政府により様々な税制改革がなされており、また現行の税法および規則は将来改正または変更されることがあります。
市場変動性
「A株式」および「B株式」が取引される中国の証券取引所は未だ発展途上にあり、またそれら市場における時価総額および出来高は、発展の進んだ経済市場に比べかなり低いレベルにあります。かかる市場において取引される有価証券価格は大幅に変動することがあり、これによりファンドの受益証券の価格も大幅に変動することがあります。
通貨為替リスク
ファンドは米ドル建てのため、米ドル以外の通貨建てのファンド資産は、当該通貨と米ドル間の為替レート変動や、資金送金を困難にすることがある為替管理規制変更の影響を受けます。
デリバティブ商品
ファンドは株式リンク債その他デリバティブ商品（「デリバティブ商品」といいます。）を通じた投資を行うことがあります。デリバティブ商品に関する活発な市場は存在しないため、デリバティブ商品に対する投資は流動性に欠けています。デリバティブ商品の発行者が信用問題または流動性問題により取引を決済せず、ファンドがデリバティブ商品の持分すべてについて損失をこうむるリスクがあります。

以上は、1口当たりの純資産価格の主な変動要因であり、変動要因はこれらに限られるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフの適用はありません。
ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、1口当たりの純資産価格にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金のお申込みの受付が一時停止となる可能性、及び／又は換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

リスクの管理体制

管理会社は厳しい体制でリスク･コントロールを行っています。例えば、社内での業務は明確に分けられており、すべての従業員が誠実に倫理観をもって業務を行い、または検査が行われています。顧客資産保護のため、評判が高く信用性のある保管銀行を利用しています。また、身元確認及び資金源確認のため、顧客の確認及びマネー・ロンダリング防止手続を行っています。申込金及び償還金の入金・出金はすべて保管銀行と直接行っています。

投資リスク

参考情報

ファンドの年間騰落率および１口当たりの純資産価格の推移

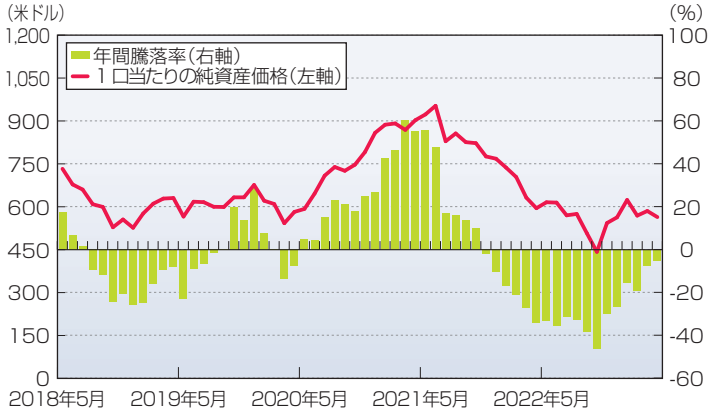

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

（2018年5月末～ 2023年4月末）

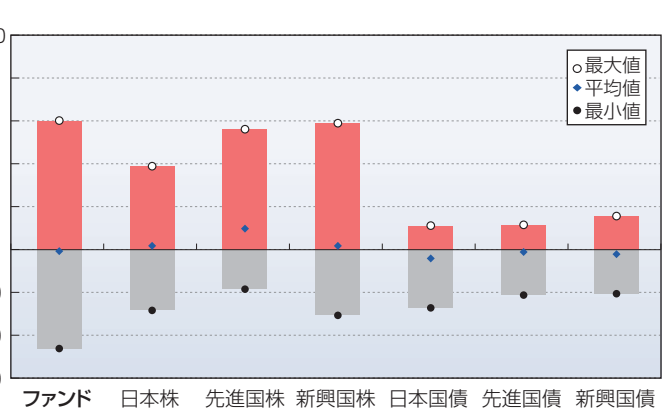

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	60.15%	38.86%	56.11%	58.92%	11.14%	11.50%	15.59%
最小値	-46.21%	-28.41%	-18.51%	-30.73%	-27.24%	-21.27%	-20.63%
平均値	-0.77%	1.71%	9.73%	1.69%	-4.17%	-1.17%	-2.18%

●上記の年間騰落率は、各月末とその1年前におけるファンドの1口当たりの純資産価格を対比して算出したものです。

●上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、それら資産クラスの全てがファンドの投資対象とは限りません。

●上記は5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

〈各資産クラスの指数〉

日 本 株　東証株価指数(TOPIX)（配当込）
先進国株　MSCI-KOKUSAI指数(配当込)（米ドルベース）
新興国株　MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)（米ドルベース）
日本国債　FTSE日本国債インデックス(米ドルベース)
先進国債　FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし)（米ドルベース）
新興国債　JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（米ドルベース）

※日本株の指数は、米ドル換算したものです。

運用実績

1口当たりの純資産価格・純資産の推移

（2013年4月末日～2023年4月末日）

投資有価証券の主要銘柄

（2023年4月末日現在）

順位	銘柄	業種	地域	投資比率(%)
1	Tencent Holdings Ltd	メディア･娯楽	香港	8.6
2	Alibaba Group Holding Ltd	小売	香港	6.1
3	Meituan	消費者サービス	香港	4.4
4	Kweichow Moutai Co Ltd	食品･飲料･タバコ	中国本土	4.1
5	AIA Group Ltd	保険	香港	3.6
6	East Money Information Co Ltd	各種金融	中国本土	3.4
7	Luk Fook Holdings (International) Ltd	小売	香港	3.3
8	Taiwan Semiconductor Manufacturing Co Ltd	半導体･半導体製造装置	台湾	3.1
9	China Railway Construction Corp Ltd	資本財	香港	2.9
10	PDD Holdings Inc	小売	米国	2.8

（注）投資比率とは、ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

ポートフォリオについて

（2023年4月末日現在）

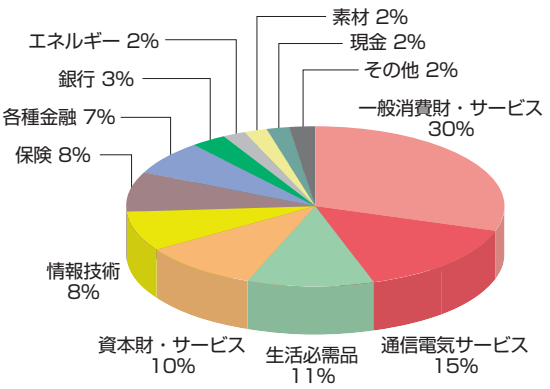

（注）数値は四捨五入してあるため、合計が100%にならない場合があります。

年間収益率の推移（年度ベース）

（2013年1月1日～2022年末日）

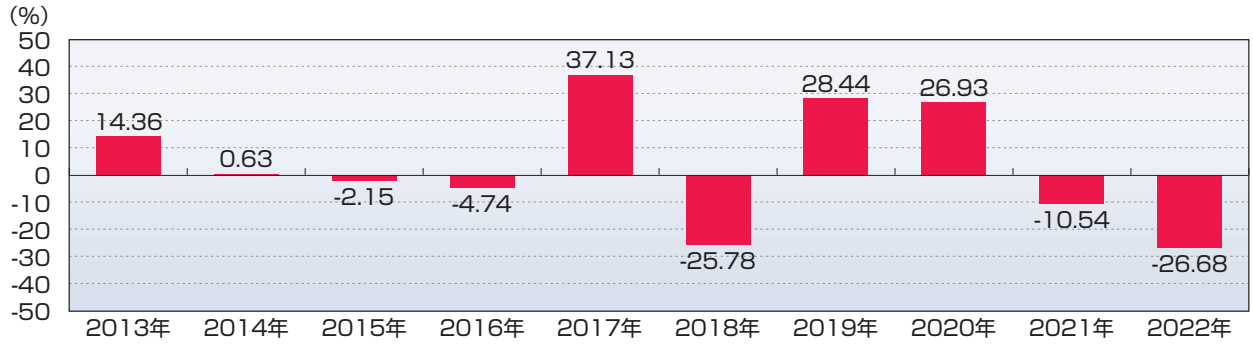

（注）収益率(%)＝100 ×(a － b)／ b
a ＝ 計算期間末現在の1口当たり純資産価格
b ＝ 当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格

分配の推移

該当事項はありません。（現在までのところ、分配可能利益は全額ファンドに留保しています。）

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証・示唆するものではありません。

手続・手数料等

■手続

ご購入の申込期間	2023年7月1日(土)から2024年6月30日(日) 日本、中華人民共和国、香港及びニューヨークにおける銀行営業日に限り、取扱いを行います。
ご購入(申込)単位	10口以上1口単位
ご購入(申込)価格	申込日に対応した、評価日における受益証券1口当たりの純資産価格 (1口当たりの純資産価格は、日本における販売会社又は販売取扱会社にお問い合わせください。)
ご購入(申込)代金	約定日(注文の成立を日本における販売会社が確認した日)から起算して日本における4営業日目までに、日本における販売会社又は販売取扱会社に申込金額及び申込手数料をお支払いください。
買戻し単位	1口単位
買戻し価格	受益証券1口当たりの純資産価格 (1口当たりの純資産価格は、日本における販売会社又は販売取扱会社にお問い合わせください。)
買戻し代金	約定日から起算して日本における4営業日目の受渡しとなります。
申込締切時間	午後2時まで
買戻し制限	クローズド期間はありません。 また、管理会社は、いずれかの評価日に関して現金化できるファンドの受益証券の総数を、当該評価日時点のファンドの純資産総額の10%にまで制限することがあります。このために現金化されなかった受益証券の現金化は翌評価日に繰り越されますが、かかる評価日にも上記制限が適用されます。
ご購入・買戻し申込受付の中止及び取消し	次の場合、管理会社は、受託会社への事前通知により、ファンドの資産の算定を停止することがあります。停止期間中においては、いかなる受益証券についても発行・買戻しは行われません。 (ⅰ)ファンドの投資対象物に係る通常の処分を禁止する状況が存在する場合。 (ⅱ)ファンドの投資の重要な部分が通常取引されている市場において、取引の閉鎖、停止又は制限がなされる場合。 (ⅲ)現在ファンドに含まれる証券その他の資産の価値又はファンドの純資産価額もしくは1口当たりの純資産価格を確認する際に管理会社又は受託会社が通常採用する方法のいずれかに支障がある場合、あるいは他の何らかの理由により現在トラストに含まれる証券その他の資産の価値又は当該ファンドの純資産価額もしくは1口当たりの純資産価格を速やかかつ正確に確認することができない場合。 (ⅳ)他の何らかの理由により、ファンドに含まれる投資、又は管理会社がファンドの勘定で取得することに同意した投資の価格が、速やかかつ正確に確認されないと管理会社が判断した場合。 (ⅴ)ファンドに含まれる投資、又は管理会社がファンドの勘定で取得することに同意した投資の全部又は一部を、通常通りに、又は関連する受益証券保有者の利益を損なうことなく現金化することが合理的に可能でないと管理会社が判断する状況が存在する場合。 (ⅵ)ファンドの投資の買戻しもしくはこれに対する支払、又はファンドの受益証券の発行もしくは買戻しに関連するかその可能性のある資金の送金が、通常の為替レートを用いて速やかに実行できないことを管理会社が判断する場合。
信託期間	トラストは、繰上償還される場合を除き、信託証書の締結日(2000年6月21日)より150年間存続します。

手続・手数料等

繰上償還	以下の場合、受託会社は受益証券保有者全員に対し3ヶ月前に事前通知を行うことにより、トラストを終了することがあります。 (ⅰ)管理会社が解散手続を開始するか又は解散手続を経ることなく倒産する場合又はその資産のいずれかについて管財人が任命され、60日以内に解任されない場合。 (ⅱ)受託会社の合理的判断において、管理会社がその義務を履行できない場合もしくは適切に履行しない場合又は受託会社が所持人の利益のために管理会社を変更することが望ましい旨の見解をその他の正当かつ十分な理由をもってまとめた場合。 (ⅲ)受託会社が、その時点の管理会社の解任後、受託会社が合理的とみなす期間内に、受託会社が承認する新たな管理会社として行為する者を見つけることができない場合。 (ⅳ)信託の継続を違法なものにする又は信託を継続することが実行不可能もしくは望ましくないと受託会社が判断する法律が制定された場合。 (ⅴ)受託会社が辞任することを決定した場合であって、受託会社が合理的とみなす期間内に、受託会社として行為する意思のある適切な者を見つけることができない場合。 以下の場合、管理会社は受益証券保有者全員に対し3ヶ月前に事前通知を行うことにより、トラストを終了することがあります。 (ⅰ)信託証書の日付から5年間が経過した後に、トラストの全発行済受益証券の純資産価額の総額が2,500,000米ドルを下回る場合。 (ⅱ)信託の継続を違法なものとするか又は信託を継続することが実行不可能もしくは望ましくないと受託会社が判断する法律が制定された場合。 また、ファンド設立の日から5年経過した後に、ファンドの純資産価額が2,500,000米ドルを下回る場合、管理会社はファンドの受益証券保有者全員に対し3ヶ月前に事前通知を行うことにより、ファンドを終了することができます。 加えて、トラスト又はファンドは、適正に招集された受益証券保有者集会又はファンド証券保有者集会において可決された臨時決議により、終了することがあります。
決算日	毎年12月31日
収益分配	現在ファンドは分配宣言を行う予定はありません。
信託金の限度額	該当ありません。
運用報告書	毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は公募外国株式投資信託として取り扱われます。
その他	ファンド証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社又は販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社又は販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」という。)を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。 ファンドは米ドル建てです。 ドル貨と円貨との換算は、約定日の東京外国為替市場に準拠したもので、日本における販売会社又は販売取扱会社が決定するレートによるものとします。

手続・手数料等

■手数料等

投資者が直接的に負担する費用

ご購入(申込)時手数料

お申込手数料は、お申込口数に応じて、以下のとおりとなっております。

申込口数	申込手数料
5,000 口未満	申込金額の 3.3%（税抜３%）
5,000 口以上 10,000 口未満	申込金額の 2.2%（税抜２%）
10,000 口以上	申込金額の 1.1%（税抜１%）

買戻し手数料

買戻し手数料はありません。

信託財産留保額

信託財産留保額はありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

管理報酬等

（管理会社報酬）

純資産価額に年1.6%の率を乗じて得た額の管理会社報酬が毎月後払いで管理会社へ支払われます。

（販売報酬）

代行協会員、日本における販売会社及び販売取扱会社への報酬は管理会社報酬の中から支払われます。

（成功報酬）

四半期の最終評価日における1口当たりの純資産価格が、ファンドに関して管理会社に前回成功報酬が支払われた四半期の最終評価日における、成功報酬支払後の1口当たりの純資産価格を超える場合、そのプラスの差の値に基づき当該プラス値に15%を乗じて得た額の成功報酬が四半期毎に後払いで管理会社へ支払われます。

（受託会社報酬）

純資産価額を基準に以下の通り決定された金額（1日単位で発生／月払い）の年間報酬がトラストから受託会社に支払われます。（最低月額報酬4,500米ドル）

各評価日におけるファンドの純資産価額	受託会社報酬
最初の 150,000,000 米ドルまで	純資産価額の当該部分の年率0.135%
150,000,000 米ドルを超えて 800,000,000 米ドル以下の部分	純資産価額の当該部分の年率0.13%
800,000,000 米ドルを超過する部分	純資産価額の当該部分の年率0.125%

その他の費用・手数料

ファンドは信託証書に従い、ファンドの設定・維持に必要な費用（監査費用、弁護士費用、印刷費用等）を負担します。これらは信託財産から支払われ、間接的に投資者が負担することになります。これらの費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率や上限を示すことができません。

税金

個人のお客様の場合

①個人が受け取るファンドの期中分配金は、配当所得に該当し、受け取る時期に応じて次の税額が源泉徴収されます。
（ａ）2014年1月1日から2037年12月31日までの期間　20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び住民税5%）
（ｂ）2038年1月1日以降　20%（所得税15%及び住民税5%）

②上記①の期中分配金について、受益者である個人は「申告不要制度」の対象ですが、「総合課税」又は「申告分離課税」を選択することができます。総合課税又は申告分離課税を選択した場合には、配当控除が適用されません。また、申告不要制度を選択した場合には、源泉徴収のみで課税関係は完結します。

③個人がファンドの受益証券を譲渡した場合の譲渡益及び償還差益は、株式等の譲渡所得に該当し、申告分離課税が適用されます。当該譲渡益及び償還差益に対する税率は以下のとおりです。
（ａ）2014年1月1日から2037年12月31日までの期間　20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び住民税5%）
（ｂ）2038年1月1日以降　20%（所得税15%及び住民税5%）
譲渡損が生じた場合には、所得税の確定申告を提出することで、その年に生じた他の株式等の譲渡益及び配当所得（これらに加えて2016年1月1日以降は、一定の公社債及び公社債投資信託の譲渡益及び利子等）と損益通算することができます。ただし、2010年1月1日以降、選択により、所得税の確定申告書を提出しなくても、源泉徴収を選択した特定口座内に限り、この損益通算は可能となっています。なお、その年において控除しきれない譲渡損失があるときは、連続して所得税の確定申告書を提出することにより、翌年以降3年間株式等の譲渡益及び配当所得から繰越控除することができます。

法人のお客様の場合

①法人（公共法人等を除く。）が受け取るファンドの期中分配金及び償還差益は、受け取る期間に応じて次の税額が源泉徴収されます。なお、住民税は源泉徴収されません。また、受取配当等の益金不算入の規定は適用されません。
（ａ）2014年1月1日から2037年12月31日までの期間　15.315%（所得税15%及び復興特別所得税0.315%）
（ｂ）2038年1月1日以降　15%（所得税のみ）

②法人がファンドの受益証券を譲渡した場合の譲渡益又は譲渡損は、法人所得金額の計算上、益金又は損金に算入されます。

上記は2023年5月31日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更されることがあります。
税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

MEMO